

第5回厚生文教常任委員会会議記録

開 閉 会 日 時	令和2年6月8日（月曜） 午前10時00分 開会		
	休憩 10:16-10:35, 10:35-10:45		
	午前10時55分 閉会		
	休憩時間： 0時間29分	会議時間： 0時間26分	
会議場所	役場3階 第1委員会室		
出席委員 氏 名	委員長 立川 美穂	委 員 梶澤 幸治	
	副委員長 渡辺洋一郎	委 員 寺町 平一	
	委 員 中田智恵子	委 員 広瀬 重雄	
	委 員 橋本 和仁	委 員 常通 直人	議 長 早苗 豊
説明員			
参考人			
欠席委員 氏 名			
事務局職員	事務局長 仲野 裕司	係長 佐藤 史彦	主査 上田 瑞紀
『会議に付した事件と会議結果など』			
<p>1 開 会 委員長が開会を告げ、事務局から本日の委員会の日程を説明する。</p> <p>2 議 件 (1) 審査事項 ア 「選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書」を国に提出することを求める陳情について 委員長：前回、参考人をお招きして具体的な調査を行いましたので、本日はすぐに討論を行います。 常通委員：質疑で参考人からは「家族のあり方や親権等子どもに与える影響については夫婦同姓・夫婦別姓どちらにしてもデメリットはあると考えられる。難しい問題であり、まだ世の中に周知されきれていないので地方から一人ひとりが、社会的認知度が上がるよう声を上げてチカラになりたい」と発言があり、そのことについては私も同感であります。 ただ、陳情の趣旨の後段にある「婚姻制度の形骸化・非婚・少子化などの問題を少しでも解決するための手法としての選択的夫婦別姓制度の導入」には現時点では違</p>			

和感があり、法整備が必ずしも急務とは言えないと考えます。

しかしながら、陳情書に書かれている通り、2015年12月の第一次別姓訴訟の判決文で、最高裁は夫婦同姓を定めた民法750条の規定を「合憲」としながらも、「この種の制度の在り方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄に他ならないというべきである。」と述べられたが、4年が経過した現在も、依然として国会審議が進んでいないのが現状であります。このような状況では、この問題に関心を寄せる人が増えないだけではなく、国民的・社会全体的な議論に至りません。

選択的夫婦別姓制度が、夫婦の「姓」の名乗り方にとどまらず、婚姻制度や家族のあり方に大きく関係する重要な課題として議論が広がるように、まずは、国会審議が再開されることが先決と考えます。

したがって、陳情者のお気持ちは十分理解できるが陳情の趣旨がすべて妥当とは言えず、反対といたします。

中田委員：本陳情に賛成の立場で討論を行います。

国連は選択的夫婦別姓を認めない日本の民法規定が差別的であるとして2003年から是正勧告をこれまで3回出し、2015年最高裁では「国会で論ぜられ判断されるべき」と示されました。

夫婦同氏制を採用している国は日本だけである事、男女共同参画社会基本法に照らしても日本はかなり遅れておりジェンダーギャップ指数は世界121位、先進国では最下位であります。

歴史的にみても、もともとは同一姓にしなければならないという決まりはなく、明治時代の家父長制度で根強く位置づけられたもので、憲法24条の「結婚に関し両方の合意のみに基づいて成立し、夫婦が平等の権利を有する」とあるにも関わらず、その流れのまま夫の姓を名乗ることが当たり前に行き続いて来ています。

日本経済新聞の世論調査で、働く既婚女性の74%が選択的夫婦別姓制度に賛成しており、20~40代未婚者の約3割が夫婦別姓を選択したいと回答しています。

陳情にあるように事実婚を選択し法的な保障がないために起きる様々な不利益を招き将来の暮らしに不安を抱えて生きている方がたくさんいる今の状況を、立ち止まって問題だというふうに見る必要があると思います。

陳情者の「理不尽な世の中ではなく若い方に素敵な世の中を残したい」と言った思いを繋ぐ為にも、本陳情を認め採択すべきと考えます。

寺町委員：「不採決とすべきもの」との立場で討論します。

この度の陳情者の願意は、町議会から国に意見書提出を求めたものでありますが、その趣旨を見ると、

- ・ 婚姻による望まない改姓の苦痛
- ・ 改姓に伴う煩雑かつ膨大な事務手続き
- ・ 事実婚による婚姻の形骸化
- ・ 非婚化や少子化などの問題

が挙げられております。

これらの陳情趣旨が「選択的夫婦別姓の導入」で、解決できるのでしょうか。解決できるとは思えません。

私は、陳情文書からそれを理解することができず、陳情者の参考人説明をもってその理解に努めていたものであります。

しかし、委員の質問に対して、参考人の説明では「難しいことでね」「解らないです
ね」等が多く、残念ながら陳情の趣旨に熟慮された説明とならなかったものでありま
す。

申しあげるまでもなく、陳情は、件名の内容について利害関係を有する町民の方が、
その実態を訴え、適切な措置を要望するものでなければなりません。

それによって、町民皆さんを含む、国民全体に広く社会一般の福祉と利益に関連し、
公益性が認められるものでなければなりません。

それが観点にたつとき、本町議会として、責任をもって国へ提出する意見書とする
ためには、さらに一層その内容を具体化すべきものと考え、現時点では「不採択とす
べきもの」と申し上げ、討論とします。

渡辺委員：令和2年陳情第4号「選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書」を国に提出
することを求める陳情について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回提出された陳情ですが、陳情文書については事実に基づくものであり、選択的夫婦
別姓制度の法制化に向けた議論は国会で進めていくことが必要と考えます。

この陳情のタイトルは法制化を求めるものですが、この選択的夫婦別姓制度そのものは、
現在、多様な個人、多様な家族のあり方がある中で、多様な生き方や社会を認めるのかど
うかだと思います。

今の日本の法律では結婚した時に一方の姓を名乗ることが義務付けられており、厚労省
の報告では、婚姻後96%が夫の姓を選んでいきます。

別姓を選べないということに苦しんでいる人たちがいるという現状の中、婚姻届を出さず
に結婚生活を送るといった事実婚が増えており、国民生活白書によれば、事実婚を選択する
理由の1位は「夫婦別姓を通すため」です。事実婚の場合、法的に結婚していると見なされ
ないため、税金の配偶者控除や相続税、年金などの面で当事者に不利益なことが生まれ
ています。

また近年、結婚前に築いてきたキャリアが分断しないよう旧姓の通称使用をする人も増え
ていますし、一人っ子同士の結婚で姓の継承について当事者が苦悩しながら結婚に踏み
切れないといったケースもあると聞きます。

このような問題を解決するために、これまでの夫婦同姓のあり方を見直して、そのことが
原因で生じる「生活上の困りごとを解決する手段」が、夫婦別姓も選べるようにする「選択
制」だと考えます。

この制度に反対される方は、「家族の絆が弱くなる」、「子どもはどうするのか」、と心配す
る主張をされますが、法律で夫婦同姓を定めているのは世界で日本のみです。他の世界
や地域で家族が壊れていると言えるのでしょうか。日本では同姓で結婚したはずの夫婦の約
3分の1が離婚しています。同姓だから絆が保てるならこうした現象にはならないと思いま
す。

私はむしろ法律で別姓が選択肢になれば、より多くの夫婦が姓の問題について公平な
立場で話し合えるようになると思いますし、それは結婚後の2人の関係についても話し合う
ことになりますから、むしろ家族の絆は強まると思います。家族の絆や一体感はパートナ
ーや子どもとの向き合い方によって培われるものであって、同姓だから醸成できるというもの
ではないと思います。

また子どものことを心配される主張もありますが、生まれつき両親が別姓の子どもはそのことを疑問に思うこともなければ困ることもないのではないのでしょうか。仮に親が別姓を理由にいじめられるケースが実在するのであれば、いじめるほうを正すべきであります。

さらに言えば、この制度に反対する方には、家族はこういうものだという押し付けや、決まりは決まりだからといった固定観念にとらわれず、ではどうやったら現に困っている方の課題が解決できるのかといった対案についても示す必要があると考えます。

様々な懸念の声には耳を傾けつつ、課題については1つひとつ丁寧な議論によって解決していけるものであると考えます。

そもそも選択的夫婦別姓制度は、同姓を否定するものでも、すべての夫婦が別姓にしなければいけないものでもありません。これまで通り同姓にしたい夫婦が同姓を選ぶことができるものであり、そうではなく、別姓を選びたいという夫婦への選択肢を広げるものであります。

以上、述べました理由により、本陳情の趣旨については十分に理解できるものであり、採択すべきものとして賛成の討論といたします。

広瀬委員：「選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書」を国に提出することを求める陳情に、反対の立場で討論します。

本陳情提出者に委員会にお越しいただき、陳情の趣旨について説明をいただき、委員から質疑をさせていただいた。

質疑や後の自由討議でも議論がありましたが、私は以下の点から本陳情を採択するには賛同することは難しいと考えます。

① 内閣府が公表した 2018 年の世論調査では、法改正に賛成・容認と答えた国民は 66.9%ということだが、世論調査の方法、サンプル数は承知していないが、必ずしも国民の多数が賛同している、国民理解が得られているとは理解しがたい。

② 仮に改正するとなれば、民放の改正はもとより、戸籍法も改正する必要が考えられることから、社会的影響は多大であり、より慎重な国民的議論が求められる。

③ 選択的夫婦別姓制度の法制化が、陳情文書表に記載の婚姻制度の形がい化、非婚、少子化等の問題解決に直接つながると考えづらい。

④ 法制化によるメリット・デメリットが明確にされていない中での性急な法改正には、多大なリスクが想定される

以上の理由当により、本陳情は不採択が現状下においては望ましいと考える。

しかし、世論調査の結果や、夫婦別姓を望まれている国民も多数いらっしゃるのことから、国民的な議論は、国会の議論をも反対する立場ではないことを申し添え、反対討論とします。

委員長：その他ありませんか。

(なし)

委員長：無いようですので、以上で討論を終わります。

本陳情を採択すべきと考える委員の挙手を求めます。

(挙手 2 名)

挙手少数と認めます。

本陳情は不採択とすべきものと決定します。

陳情審査報告書を作成します。

陳情審査報告書の朗読を副委員長にお願いします。

渡辺副委員長：陳情審査報告書を朗読。

委員長：陳情審査報告書について、意見はありませんか。

常通委員：これでよい。文面等の細かな校正は正副一任をしたい。

広瀬委員：この報告書の内容では、最後に賛成討論があつて、採決が行われ、不採択の流れとなっているため、逆にしていただければ。

委員長：再度内容を精査し、正副で対応することで決定いたします。

3 その他

(1) 次回委員会の開催日程について

正副一任とします。

(2) その他

委員、議長、事務局ともになし。

以上をもって、厚生文教常任委員会を終了する。

傍聴者数	一般者	0名	報道関係者	0名	議員	0名	合計	0名
------	-----	----	-------	----	----	----	----	----

令和2年6月8日

厚生文教常任委員会委員長 立川 美穂